

令和7年度フェムテックによる女性活躍推進事業業務委託 仕様書

第1 目的

月経や月経前症候群、更年期症状等の女性特有の健康課題への理解を促進し、働きやすい職場環境の整備を図るため、企業におけるフェムテックサービスの導入等を支援する。

第2 委託期間

契約日から令和8年2月27日（金）

第3 参加企業数 8社

※静岡県が対象企業を募集、選定後、提供

第4 委託内容

区 分	内 容
企業向け事前説明会の開催	参加企業を募集する前の企業向け説明会の開催 ・女性特有の健康課題になぜ取組む必要があるのかを説明し、本事業への参加を促す内容とすること ・オンライン可、後日視聴を可能とするものであること
意識調査	対象企業の従業員に対して意識調査の実施（調査内容） ・生理の不調や悩みによる仕事のパフォーマンスへの影響 ・更年期の不調や悩みによる仕事のパフォーマンスへの影響 等
セミナー開催	企業における女性特有の健康課題の理解を促進するセミナーを開催 ・管理職向け、一般職員向け各1回 ・オンライン可、後日視聴を可能とするものであること
女性の健康課題に関する相談	女性の健康課題に関する（匿名・無料）の実施 ・形式は、ビデオ通話、メール、チャット、電話のいずれか又は複数の形式によること ・医療従事者が対応又は監修すること
効果測定 企業評価	提供サービスの利用者及び参加企業を対象としたアンケートの実施 ・職場環境の評価、改善点の提示 ・提供サービスの受容度・満足度 ・態度変容、パフォーマンスの向上
独自の提案	業務目的達成に向けた独自の提案
条 件	低用量ピル等の医薬品等は提供しないこと

第5 委託事業費に係る留意事項

次の経費は委託金額の対象外とする。

- (1) 施設や設備の整備、備品購入自体を主たる目的とするもの
- (2) 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- (3) 土地、建物を取得するための経費
- (4) その他、事業との関連性が認められない経費

※ 国庫事業であるため、機械・機器の備品を調達する場合は、原則としてレンタル、リースにより調達し、レンタル、リース調達が困難なものについては、県と協議するものとする。

第6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

第7 個人情報の保護

- (1) 相談者のプライバシーについて、細心の注意を払い、保護しなければならない。
- (2) 受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。
- (3) 受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守すること。

第8 相談費用

相談は無料とする。ただし、相談における通信料金は相談者が負担する。

第9 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。なお、下記(1)ア及び(2)アは静岡県ホームページ等にて公開するため、非公開情報は含めないこと。

(1) 中間報告書

下記ア(ア)～(エ)について、中間報告書としてとりまとめる。

ア 提出物

- (ア) 意識調査結果
- (イ) セミナーの実施状況及び分析
- (ウ) 健康相談等の実施状況及び分析
- (エ) 効果測定報告書

イ 提出部数

上記ア 2部 報告書の電子データ（USBメモリ等） 1式

ウ 提出期限

令和7年11月28日（金）

(2) 完了報告書

下記ア(ア)～(オ)について、完了報告書としてとりまとめる。

ア 提出物

- (ア) 意識調査結果（最終版）
- (イ) セミナーの実施状況及び分析（最終版）
- (ウ) 健康相談等の実施状況及び分析（最終版）
- (エ) 効果測定報告書（最終版）
- (オ) その他報告書及び関連資料

イ 提出部数

上記ア 2部 報告書、関連資料の電子データ（USBメモリ等） 1式

ウ 提出期限

令和8年2月27日（金）

(3) 成果物の著作権

本事業により作成する一切の成果品の権利は、全て本県に帰属するものとする。

ただし、受託者が本事業の目的に合致する広報等に使用する場合に限り、成果品の使用を認める。

第10 想定スケジュール

令和7年8月～9月	サービス提供開始
令和7年11月	中間報告
令和7年9月～令和8年2月	サービス提供、調査結果とりまとめ
令和8年2月	完了報告

第11 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、男女共同参画課又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行に際しては、静岡県の相談業務の公共性に鑑みて常に相談者の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (4) 受託者及び職員（従事者を含む。）は、業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (6) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときには、委託者と協議してこれを定めるものとする。

第12 その他

本事業は、県の監査対象であるほか、国庫支出金により行われる事業であるため、会計検査院による会計実地検査の対象となる。